6　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上であるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の六第四項又は第四十二条の十二の七第三項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用に係る国際経済事情激変事業適応に関する計画の実施期間は九年を超えないものとする。

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　（略）

2　（略）

3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上であるものとし、租税特別措置法第十条の五の六第四項又は第四十二条の十二の七第三項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用に係る国際経済事情激変事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、九年を超えないものとする。

4～7　（略）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の二十五第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二十一条の二十四第一項第一号及び第三号に掲げる業務に関する事項

(1)～(7)　（略）

ロ　（略）

三　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付け並びに当該資金の貸付けの条件に関する事項

四　（略）

（業務規程の記載事項）

第十一条の九　法第二十一条の二十六第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けに関する事項

(1)　貸付けの相手方

(2)　貸付けの対象となる資金

(3)　貸付けの限度額

(4)　貸付けの手続及び審査に関する事項

ロ　社債の引受けに関する事項

(1)　社債の発行者

(2)　社債の引受けの対象となる資金

6　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　（略）

2　（略）

3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

4～7　（略）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の二十五第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二十一条の二十四第一項第一号に掲げる業務に関する事項

(1)～(7)　（略）

ロ　（略）

三　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　（略）

（業務規程の記載事項）

第十一条の九　法第二十一条の二十六第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項